

総務委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 平成31年 3 月12日 (火)
午前 9 時27分 開会
午後 0 時01分 閉会
- 2 場 所 第 1 委員会室
- 3 出 席 委 員 委 員 長 井垣 文博
副委員長 浅田 徹
委 員 芦田 竹彦、足田 仁司、
清水 寛、椿野 仁司、
村岡 峰男
- 4 欠 席 委 員 なし
- 5 説 明 員 (別紙のとおり)
- 6 傍 聴 議 員 なし
- 7 事 務 局 職 員 主幹兼議事係長 佐伯勝巳
- 8 会議に付した事件 (別紙のとおり)

総務委員長・分科会長 井垣 文博

総務委員会次第

平成31年3月12日（火）9：30～
第1委員会室

1 開会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 付託・分担案件の審査について〔別紙：議案付託表・分科会分担表〕

ア 委員会審査

イ 分科会審査

(2) 意見・要望のまとめについて

ア 分科会意見・要望のまとめ

イ 委員会意見・要望のまとめ

(3) 閉会中の継続審査申出について

4 その他

(1) 4月以降の委員会の所管事項について

ア コミュニティ政策課が文教民生委員会から総務委員会に

イ 組織改編

(2) その他

5 閉会

平成31年第1回豊岡市議会（定例会）議案付託表

【総務委員会】

- 報告第2号 平成31年度豊岡市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに当初予算について
- 第1号議案 北但1市5町新市建設計画の変更について
- 第2号議案 豊岡市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第3号議案 豊岡市辺地総合整備計画の策定について
- 第4号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第9号議案 豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について
- 第10号議案 豊岡市防災会議条例の一部を改正する条例制定について
- 第11号議案 豊岡市国民保護協議会条例の一部を改正する条例制定について
- 第12号議案 豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13号議案 豊岡市職員の自己啓発等休業に関する条例及び豊岡市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第40号議案 平成31年度豊岡市管理会財産区特別会計予算

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

【総務分科会】

第22号議案 平成30年度豊岡市一般会計補正予算（第11号）

第32号議案 平成31年度豊岡市一般会計予算

第44号議案 平成30年度豊岡市一般会計補正予算（第12号）

※ 第22号議案及び第32号議案中の人員費分は、総務分科会に一括分担する。

総務委員会（分科会） 審査日程表

審査日程	所管（出席対象）部署	審査内容
3月11日（月） 9：30～ 第1委員会室	【議会事務局】 【政策調整部】 秘書広報課、政策調整課 戦略的政策室、財政課、防災課 【市民生活部】 税務課 【各振興局】 地域振興課（総務担当）	【分科会】 《H31年度一般会計予算議案》 <説明、質疑、討論、表決> ○第32号議案 ・主要事業等の説明
3月11日（月） 13：00～ 第1委員会室	【政策調整部】 財政課 【総務部】 総務課、職員課、情報推進課 【会計管理者】 会計課 【消防本部】 豊岡消防署（警防課） 総務課、予防課 【選管監査委員事務局】	《分科会審査意見、要望のまとめ》
3月12日（火） 9：30～ 第1委員会室	【議会事務局】 【政策調整部】 秘書広報課、政策調整課、 戦略的政策室、財政課、防災課 【総務部】 総務課、職員課、情報推進課 【市民生活部】 税務課 【各振興局】 地域振興課（総務担当） 【会計管理者】 会計課 【消防本部】 豊岡消防署（警防課）、 総務課、予防課 【選管監査委員事務局】	【委員会】 《議案》 <個別に説明、質疑、討論、表決> ○報告第2号 ○第1号議案 ○第2号議案 ○第3号議案 ○第4号議案 ○第9号議案 ○第10号議案 ○第11号議案 ○第12号議案 ○第13号議案 ○第40号議案 【分科会】 《H30年度一般会計補正予算議案》 <個別に説明、質疑、討論、表決> ○第22号議案 ○第44号議案 ・主要事業等の説明 《分科会審査意見、要望のまとめ》 《委員会審査意見、要望のまとめ》

※ 初日（3/11）は、総務分科会審査（H31一般会計予算議案）を行い、2日目（3/12）は、総務委員会審査（条例等の議案）と総務分科会審査（H30一般会計補正予算議案）を行います。

※ 当局職員の方は、初日（3/11）は、座席指定を行いませんので、中央付近にご着席ください。
 なお、2日目（3/12）は、指定座席にご着席ください。

※ 総務分科会での予算議案の説明は、基本的に①概要（財政課）、②人件費（職員課）、③主要事業等（組織順で課ごとに、説明事項の全てを一気に説明。）の流れでお願いします。

平成 30 年度 豊岡市議会総務委員会名簿

(H31. 3. 12)

総務委員会委員

委員長：井垣 文博
副委員長：浅田 徹
委員：芦田 竹彦、足田 仁司、清水 寛
椿野 仁司、村岡 峰男

欠席者

説明員

- 《議会事務局》 議会事務局長 松本幹雄、次長 羽尻泰広
- 《政策調整部》 防災監 垣江重人
政策調整部長 土生田 哉、政策調整部参事 谷岡慎一
秘書広報課長 山口繁樹、秘書広報課参事 和田征之
政策調整課長 永井義久
財政課長 塚本繁樹、財政課参事 畑中聖史
防災課長 宮田 索
- 《総務部》 総務部長 成田寿道
総務課長 安藤洋一、総務課参事 宮代将樹
職員課長 山本尚敏、職員課参事 小川琢郎
情報推進課長 秋庭典道
- 《市民生活部》 税務課長 中奥政明
- 《城崎振興局》 城崎振興局長 井瀬邦夫、地域振興課長 熊毛好弘
- 《竹野振興局》 竹野振興局長 瀧下貴也、地域振興課長 福井正幸
- 《日高振興局》 日高振興局長 小谷士郎、地域振興課長 和藤達也
- 《出石振興局》 出石振興局長 榮木雅一、地域振興課参事 村上忠夫
- 《但東振興局》 但東振興局長 岸本直幸、地域振興課長 大石英明
- 《会計管理者》 会計課長 三笠孔子、会計課参事 土岐浩司
- 《消防本部》 消防長 田邊光之、消防次長 松岡勇人
豊岡消防署長兼警防課長 吉谷洋司
総務課長 榊田貴行、予防課長 丸谷正人
- 《選管監査事務局》 選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長 谷垣一哉

担当事務局員

議会事務局主幹兼議事係長 佐伯勝巳

計 44 名

午前9時27分 委員会開会

○委員長（井垣 文博） 皆さん、おはようございます。

おそろいになりましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

昨日からの引き続きの委員会、本当に皆さんには、ご苦労さまです。ありがとうございます。

新しい元号が間もなく発表され、新しい時代のスタートの年となってまいります。その年の新しいスタートの中での新年度の予算審査、政策の審査ということでございますので、非常に重要な委員会だというふうに思っております。どうぞ建設的な議論の中で委員会がスムーズに進行できますように、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、座って進行させていただきます。

瀧下竹野振興局長から、議案審査の都合で文教民生委員会へ出席するため、当委員会へはおくれて出席するとの申し出がありましたので、ご了承願います。

昨日の委員会では、分科会の第32号議案、平成31年度一般会計予算議案の審査として、表決まで行いました。本日は、まず、当委員会に付託された議案の審査として、個別に説明、質疑、討論、表決を行います。次に、当分科会に分担されました一般会計補正予算議案の審査として、個別に説明、質疑、討論、表決を行います。続いて、分科会審査の意見、要望のまとめを行い、さらに委員会審査の意見、要望のまとめを行いたいと思います。

また、委員の皆さんには、総務委員会次第とは別に審査のための資料をお配りしています。それぞれ右肩に議案番号を記載しておりますので、それを見ながら審査をお願いいたします。

委員の皆さん並びに当局職員の皆さんは、質疑、答弁に当たりましては、要点を押さえ、簡潔明瞭に行っていただき、スムーズな議事進行にご協力をお願いいたします。

なお、委員会及び分科会での発言は、委員長、分科会長の指名の後、マイクを使用して、課名と名前を名乗ってから行っていただきますようお願い

いたします。

それでは、これより、3の協議事項、(1)付託・分担案件の審査について、ア、委員会審査に入ります。

まず、報告第2号、平成31年度豊岡市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに当初予算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（塚本 繁樹） 7ページをごらんください。報告第2号、平成31年度豊岡市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに当初予算についてご説明いたします。

本件は、同公社理事会で平成31年2月1日に決定された後、市長が承認したものであり、地方自治法の規定により議会へ報告するものでございます。

10ページをごらんください。事業計画です。平成31年度は、取得計画及び処分計画ともございません。

11ページをごらんください。資金計画でございます。まず、受け入れ資金ですけれども、平成31年度予定額は合計で9,229万7,000円でございます。1の事業収益が平成31年度はございませんので、5の前年度繰越金の減少によりまして、前年度比184万2,000円の減額となっております。

次に、中段あたりの支払い資金ですけれども、平成31年度予定額は合計で190万6,000円、全額が1の販売費及び一般管理費でございます。

予算の内容については、実施計画説明書によりご説明いたします。18ページをごらんください。まず、収益的収入及び支出でございます。収入の(1)事業収益は、事業計画がございませんので、ゼロ円となっております。

(2)の事業外収益4,000円は、定期預金等の利息、それから、公社保有土地の貸し付けに伴う使用料でございます。

19ページをごらんください。支出の(1)事業原価は、こちら事業計画がないため、ゼロ円とな

っております。

(2) の販売費及び一般管理費は、198万6,000円は公社の経常的な経費を計上しております。一番大きなものとしましては、職員給与負担金でございますが、こちらは職員の平均給与の4分の1相当、183万3,000円を一般会計へ負担するものでございます。

(3) 事業外費用は、ございません。

20ページをごらんください。資本的収入及び支出でございますが、借入金残高がなく、新たな借入金の予定もございませんので、ともにゼロ円となっております。

17ページに戻っていただきまして、予定貸借対照表でございます。平成31年度末でございますけれども、資産の部としては、1、流動資産の(1)現金及び預金は、普通預金と定期預金を合わせて9,039万1,000円、それから、(3)の公有用地は、八代、小河江地区の土地が残っておりますので、こちらのほうで1億1,112万6,000円ということになります。

ページの一番下でございますけれども、資本の部、5、準備金として、負債と資本の合計としまして2億5,836万5,000円となっております。負債はございませんので、資本合計と同額となっております。

説明は以上でございます。

○委員長(井垣 文博) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

村岡委員。

○委員(村岡 峰男) お尋ねをしたいんですが、現在残っておるのが、今、八代、小河江の土地と。公社が所有する土地っていうのは、もうこれだけですか。

○委員長(井垣 文博) 財政課長。

○財政課長(塚本 繁樹) もう一つが、都市計画事業の代替用地で、九日市、旧自動車教習所のところが代替用地として残っております分が、その中で、先ほどの17ページお聞きいただきましたら、1の(4)代替地5,684万8,000円が旧自動車

教習所の分ということになっております。

○委員長(井垣 文博) 村岡委員。

○委員(村岡 峰男) そうしましたら、旧自動車教習所の5,600何がしかは、売りには出しとんすね。売りには出しとって、まだ売れてないということかな。

○委員長(井垣 文博) 財政課長。

○財政課長(塚本 繁樹) ここは堤防沿いの売れるような土地ではないもので、今は、一部倉庫に使ってますけども、市役所の。売却には今、出してございません。

○委員長(井垣 文博) 村岡委員。

○委員(村岡 峰男) そうしたら、代替地としては出しとるけども、実際にはもう売れないとなると、いつまでも公社で持つとく意味もないわけだな。

○委員長(井垣 文博) 財政課長。

○財政課長(塚本 繁樹) 処分が今のところできないということで、こちら最終的には市のほうの一般会計で買い戻すような形になると思います。

○委員長(井垣 文博) 村岡委員。

○委員(村岡 峰男) そうすると、八代、小河江っていうのは、残土で埋めた山合いの土地ですね。それだけになると。それだけを持ちながら、職員の給与費4分の1で、実際にはもうそれだけが会計上出てくるお金ということになると、もうぼちぼちこの公社の店じまいを考えたほうがええちゃうか。

○委員長(井垣 文博) 財政課長。

○財政課長(塚本 繁樹) 八代、小河江の用地が、まだちょっと処分の方法というか、計画が、今のところまだ地元とかと協議しているというような段階と、あともう一つ、国交省からの残土ですが、そちらのほうはまだ整備できてないということ等がありまして、まだ今のところは土地開発公社として残しているという状況でございます。また、処分が明らかになれば、その辺は検討していきたいと思っております。

○委員長(井垣 文博) よろしいですか。

椿野委員。

○委員(椿野 仁司) 関連です。処分は処分でされ

るんだけど、処分の方法なんだけど、一般会計で買い戻すときに、いわゆる利息、利子がついてる分で、今まで私の記憶では、駅前の土地開発公社から買い戻すときの土地ね、駅前、あそこのJRの駅をやり直すときに、土地開発公社が持ってた土地があったでしょ。かなり高い金額で買い戻したと思うんだけど、それから、空港の周辺の山か、森林か…（「山」と呼ぶ者あり）あれ山だよな。あれもとんでもない金額で、たしか一般会計で買い戻したという記憶をしています。土地開発公社が本来持つ、いわゆる役割ってということから考えれば、当時、いたし方がないことなのかな、先行投資ってことであれば。だけど、非常にそれはお互い、市と土地開発公社で親戚同士で何かやってるんだけど、非常に処分に至っては、非常にリスクをしょって今までやってきたんだけど、この今の2件の物件については、非常に今聞いてると、本当に有効に売れていくような土地じゃないと思うんだけど、現状は、処分のやり方として、それだけのまたリスクを一般会計にしよわせるつもりなんですか。その辺はどうなんですか。

それと、もう役割はほとんどないと私も思ってるので、いわゆる店じまいという言葉をお使いになったけど、私も同感でありまして、もうこれ以上土地開発公社がまた新たに財産をふやすような、いうようなことはないというふうに思うんだけど、その点も含めて、2つ聞かせてください。

○委員長（井垣 文博） 財政課長。

○財政課長（塚本 繁樹） 先ほどの土地、買い戻しの価格の関係なんですけども、以前は金融機関等に借り入れをしていたということがありまして、利息がかなり大きな金額になってきていたということで、今はそういう借り入れもございませんので、これ以上ふえることはないということでございますけども、以前の分の利息が結構あるということと、あと、買い戻しの際には、その価格に応じて事務費を加算してというようなことになっておりますので、一般会計のほうでその分は全部負担するような格好にはなるんですが、最終的に公社がなくなってしまうと、

市のほうに資産自体が帰属というような格好になりますので、その辺はよその市もどのようにその辺の最後、公社の閉鎖というか、されているのかを検討しながら、どういうやり方が一番いいのかなというところで考えていきたいと思っております。

それから、もう一つは、今後の予定ですけども、今のところは、今後、先行取得でという予定はございません。一時あったのは、北近畿豊岡自動車道の関係で用地買収とか、そのこともあるのかなということもありましたけど、今のところは予定されている物件はございません。

○委員長（井垣 文博） 椿野委員。

○委員（椿野 仁司） 今話を聞いている中では、今後、この土地開発公社が役割を終えていくという、ごく自然に役割を終えていくという。だとすれば、他の行政っていうかね、ほかの土地開発公社をやっておられるところ含めて、私はできるだけスムーズにもう、私はもう処分なさるべきだというふうに思いますので、ひとつその点はよろしく願います。以上です。

○委員長（井垣 文博） ほかはございませんか。

それでは、質疑を打ち切ります。

特にご異議がありませんので、報告第2号は、了承すべきものと決定をいたしました。

次に、第1号議案、北但1市5町新市建設計画の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

政策調整課長。

○政策調整課長（永井 義久） 25ページをお開きください。第1号議案、北但1市5町新市建設計画の変更についてご説明させていただきます。

この議案は、昨年4月に東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が施行され、地方債を起すことができる期間の特例が定められたことに伴いまして、本計画の期間と財政計画を変更するものでございます。

26、27ページをごらんください。新旧対照表になります。まず、計画期間の変更についてでございます。変更前のところになりますけども、平成1

7年度から平成32年度までの16年間で平成17年度から平成37年度までの21年間というふうにしております。これにつきましては、合併が行われた日に属する年度、及びこれに続く20年度となっております。

続きまして、財政計画になります。前提条件のところでございますけれども、財源の確保が厳しくなる理由をアンダーラインで書いております。

続きまして、枠内をごらんください。合併後、21年間というふうに改めております。

続きまして、26ページの歳入のところでございますけれども、地方税と地方債につきまして、時点修正を行っております。

今度、27ページでございます。歳出の部分でございますけれども、人件費、物件費、維持補修費、投資的経費につきまして、こちらのほうも時点修正を行っております。

続きまして、28、29ページをごらんください。こちらのほうは、平成37年度まで5年間延長しました歳入と歳出の見込みをつけております。

なお、この計画につきましては、平成25年9月で5年間延長しておりますけれども、今回さらに5年間を延長して、2018年度末の合併特例債の残高29.5億円を2025年度まで有効活用しようというものでございます。以上でございます。

○委員長（井垣 文博） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

清水委員。

○委員（清水 寛） 済みません、ちょっと気がついたもので、質問なんですけれども、平成が37年というふうにしてあるんですけど、実際にはもう変わるということがありますので、その辺でこのまま、今、この段階でそのまま残すっていうのはどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（井垣 文博） 政策調整課長。

○政策調整課長（永井 義久） 新市建設計画の内容につきましても、各所に平成というところがたくさんございまして、今回、その改正のことも県とも協議をしました。平成の箇所が非常に多いものですか

ら、議案のほうも非常に多くなってしまいますので、平成を西暦に直すことが余り、計画そのものの内容よりも、期間を延ばして合併特例債を有効に活用するというのが趣旨でございますので、今回はこの計画におきましては平成という表記でさせていただいております。

○委員長（井垣 文博） よろしいですか。

ほかはございませんか。

それでは、質疑を打ち切ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井垣 文博） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井垣 文博） 異議なしと認めます。よって、第1号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第2号議案、豊岡市過疎地域自立促進計画の変更について及び第3号議案、豊岡市辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

政策調整課長。

○政策調整課長（永井 義久） 30ページをお開きください。第2号議案、豊岡市過疎地域自立促進計画の変更についてご説明いたします。

本案は、平成28年度から32年度までの5カ年の豊岡市過疎地域自立促進計画の一部を変更するために、過疎地域自立促進特別措置法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更理由につきましては、平成31年度当初予算案において、過疎対策事業債を有効に活用するため、新たに事業内容を追加するものでございます。

変更内容につきましては、31ページから38ページに変更の箇所を記載しております。31ページのところをごらんいただきたいと思います。産業振興の部分でございますけれども、東山公園整備事業をここでは追加しております。

次に、32ページでございます。ここは交通通信

体系の整備、情報化及び地域間交流の促進というところでございますけども、松崎愛宕線から、33ページ、中畑山線まで、6路線を補修、修繕工事を追加しております。

33ページ、橋梁でございます。二見橋から35ページの寺下橋まで、12橋を追加しております。

35ページをごらんください。その他のところになりますけども、消雪施設の修繕でありますとか、消雪ポンプ整備事業を上げております。

次に、36ページになります。教育の振興におきましては、小学校及び幼稚園等の空調整備事業から、37ページの英語遊び保育推進事業を追加しております。

続きまして、38ページになります。こちら、元三原小学校の改修工事を上げております。

以上が豊岡市過疎地域自立促進計画の変更でございます。

続きまして、39ページをごらんください。第3号議案、豊岡市辺地総合整備計画の策定について説明いたします。

本案は、辺地に係る公共施設の総合整備のため、財政上の特別措置等に関する法律の規定により、平成31年度に辺地地域で実施する公共的施設の整備に対して財政上の特別措置を受けるため、日高町栗栖野辺地に係る総合整備を定めることについて議会の議決を求めるものでございます。

40ページから42ページの総合整備計画案をごらんください。41ページに、変更内容を記載しております。下の表のところをごらんいただきますと、市道栗栖野山田線において、その中段あたりでございますけども、舗装の経年劣化により路面の損傷が著しいために、アスファルト舗装による修繕を行い、通行の安全を図るものでございます。

42ページには、位置図をつけております。

以上、辺地対策事業債を有効に活用して、市民の利便性の向上に努めてまいりたいというふうに思っています。以上でございます。

○委員長（井垣 文博） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 財政上は有利だということで、過疎債や辺地債を使うっていうのはわかるんですけども、僕は不思議にいつも思っただけですけどね。この辺地っていうのは、誰が決めますん、この地域が辺地ですよっていうのは。

○委員長（井垣 文博） 政策調整課長。

○政策調整課長（永井 義久） 辺地のほうの判断につきましては、法令によりまして基準っていうものが定められておまして、当該地域の中心、固定資産台帳に登録されて、宅地、平米当たりの価格が高い地点を含めまして、5キロ平米以内の面積の中に50人以上の人口を有するというのと、辺地の点数というものがございます。役場でありますとか医療機関、郵便局、小・中学校、駅からの距離が遠隔であることということが100点以上あるようなこと、そういうようなことから、豊岡市の中では33地域が指定されております。

○委員長（井垣 文博） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 33地域だというんだけど、例えば今も出てきた栗栖野なんていうのは、これは辺地と思えんですけどね。あの神鍋の診療所のあるところでしょ。もっとよけ、辺地みたいなどこ、よけあるけども、そこは違うんか。

○委員長（井垣 文博） 政策調整課長。

○政策調整課長（永井 義久） このほかにも、辺地の点数につきましては、旧町の中で山村振興地域というものに指定されてる地域がございまして、奥か手前かということよりは、中心から少し離れたところでも山村振興地域に指定された地域が辺地に該当するというようなことがありまして、少し地図上で見ると、違和感を覚えるようなところもあるんですけども、法律上の規定によって辺地になったというところが、栗栖野もそうございまして、山村振興地域に指定されているということが理由でございます。

○委員長（井垣 文博） 椿野委員。

○委員（椿野 仁司） 今の関連だけけど、今の法令に定めてある基準という文言を説明されても、ようわ

からへんので、固定資産税がどうのこうのとかなんとかって言うてただけど、聞いてとっても、わからへんので、それをちょっと示してほしいんだけど、33の地区の地図なり、何か落とされたものを資料として請求をいたします。

○委員長（井垣 文博） 政策調整課長。

○政策調整課長（永井 義久） 地図、それから、一覧表がございますので、そちらのほうをお渡しするようにさせていただきます。

○委員長（井垣 文博） 政策調整課長、一覧表と、それと基準、どういう基準でという、その部分とあわせてお願いいたします。

○政策調整課長（永井 義久） はい、わかりました。

○委員長（井垣 文博） 椿野委員。

○委員（椿野 仁司） 過疎地域は今、豊岡市では城崎と竹野と但東だと思うんですが、もともとこの過疎地域の自立促進法っていうか、計画っていうのは、どちらかという、ハード事業が当初、組み込まれておったんだけど、途中からソフト事業もこうやってできるようになりました。たしか4年刻みだというふうに私は認識しとるんだけど、32年まで一応これは書いてあるんで、32年度以降は、国のことなので、答えられるかどうかわかりませんが、32年度以降は、この過疎対策の自立促進法っていうか、計画というものはどうなっていくのかなということがわかれば教えてほしいのが1点と、それから、ソフト事業に組み込まれた4年前に、竹野にしても、城崎にしても、但東にしても、たしか民間のいろんな諸団体がというか、メンバーが検討、過疎対策の事業に対するプロジェクトチームみたいな、何か検討委員会みたいなのが、各町にそういうものが設立されたっていうか、そういう人たちのいろんな意見を聞こうっていうことがあったと思いますが、その後、これはどうなってますか。もう解散してしまったのか。それか、今もまだあって、時々そういったいろんなご意見を聞いとられるのかどうか。ちょっとその辺がわからないんだけど、課長じゃ、わからへんかな、そこは。言うてる意味はわかるな。

○委員長（井垣 文博） 政策調整課長。

○政策調整課長（永井 義久） 最初の質問でございますけども、その部分は現在検討中だということですので。ちょっと具体的な方針等は出ておりませんので、私どもも情報を集めてる段階です。以上です。

○委員（椿野 仁司） 城崎振興局長は、顔が合ったし。どう。但東もおるし。

○委員長（井垣 文博） 城崎振興局長。

○城崎振興局長（井瀬 邦夫） 私は、振興局に帰ってきましたのは平成28年度なんですけれども、平成23年度から5年間、過疎プロジェクトがあって、椿野委員がおっしゃってるように、地域の団体だとかの方々にお世話をいただきながら、どういった計画をつくろうかというようなことをプロジェクト的にしてきたというような経過を聞いております。28年からは、ご存じのように、地域振興プロジェクトということで、3年間ということの経過がありました。ほかの振興局、横並びで一緒かどうかわからないですけども、城崎については、例えば観光協会であったり、城崎このさき100年会議などの代表者の方に集まっていたいただきながら、ワークショップ形式で、次の3年間どういった計画をつくろうかというようなことを戦略体系図にまとめて、事業化をしようとして、今取り組んでおります。以上です。

○委員長（井垣 文博） 但東振興局長。

○但東振興局長（岸本 直幸） 今、城崎の局長が言われたとおりでと思います。先ほど椿野委員さん言われたように、ソフト事業があったときに、そういった地域のほうで委員さんを募って、いろんなご意見をお伺いして、この過疎計画にのせていこうということで、それ以後につきましては、先ほど城崎のほうからもありましたように、その会は持ってございません。今の振興局プロジェクト等につきまして、いろんな方のご意見をお聞きしながら進めておるのが現状でございます。以上です。

○委員（椿野 仁司） 竹野はいないから……。竹野はおんなるんか。

○委員長（井垣 文博） 椿野委員、竹野、局長はお

られない。

○委員（椿野 仁司） こうして議案を提出されるたびに、変更前、変更後っていう形で出てくるんだけど、今は、現状は多少アドバイスや意見を聞きながらでもあるんだけど、各振興局の地域振興課のほうでこれは全面的に対応してるっていうのが今の現実ですか。

○委員長（井垣 文博） 城崎振興局長。

○城崎振興局長（井瀬 邦夫） 事業化するしないっていうのは、振興局単独での考え方では多分ないと思っていて、豊岡市として事業が必要かどうかという選択をした上で、そこをどこが担当するかというのを、また予算を含めた協議をして、過疎計画の中に変更分として搭載をしていくというのが多分ルールになってると思います。

○委員（椿野 仁司） わかりました。結構です。

○委員長（井垣 文博） ほかがございませんか。
浅田委員。

○委員（浅田 徹） ちょっと教えてください。僕はあんまり過疎地域のことは詳しくないんですけども、例えば今度、東山公園整備事業というようなこと、これは多分東山公園って、都市計画公園、つまりは整備等については当然、都市計画としての補助があって、当然補助裏があってというようなことがあるわけですけども、言い方かえれば、何でも、まあまあ確かに低利な起債といたしますか、わかるわけで、そういう事業との関連といたしますか、その施設の、持っている施設との関連とか、そういうことも含めて、ここの事業計画のほうの頭出しというふうなことになるんでしょうか。

○委員長（井垣 文博） 財政課長。

○財政課長（塚本 繁樹） 予算要求がございまして、その段階で査定をするんですけども、そのときに城崎、但東、竹野につきましては、財源として過疎が充てられるものは過疎を起債に充てているという状況でございまして、それを計画に今回上げさせていただくとというような状況でございまして、当初予算の分で上げさせていただくと。

○委員長（井垣 文博） 浅田委員。

○委員（浅田 徹） 一番有利なのは、補助があれば、補助をいただいてというようなことになるわけですけども、そういう検討なしに、いきなり事業で何が有利かっていうようなことになるんでしょうか。

○委員長（井垣 文博） 土生田部長。

○政策調整部長（土生田 哉） 過疎債の場合、補助裏でも起債充当が可能ですので、財源確保のためには、補助事業であっても、積極的に過疎計画のほうに上げておきたいと。それか、過疎地域以外のところには、基本的には合併特例債のほうを優先的に充てるんですけども、先ほど申し上げましたように、残り、新年度予算を組んだ段階で約23億円しか残余はございませんので、それらを有効に活用するためには、過疎地域以外のところでは合併特例債を優先的に、それ以外のところでは過疎債を優先的になるべく確保したいという思いから、このような計画立てしております。以上です。

○委員長（井垣 文博） 浅田委員。

○委員（浅田 徹） 補助裏もオーケーということで。了解。

○委員長（井垣 文博） ほかがございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井垣 文博） それでは、質疑を打ち切ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井垣 文博） 討論を打ち切ります。
お諮りいたします。本案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井垣 文博） ご異議なしと認めます。よって、第2号議案及び第3号議案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第4号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

職員課参事。

○職員課参事（小川 琢郎） 43ページをごらんください。第4号議案、兵庫県市町村職員退職手当組
合規約の変更についてご説明いたします。

本案は、現在本市が加入しております兵庫県市町村職員退職手当組合について、篠山市が市の名称を平成31年5月1日付で丹波篠山市に変更することに伴って、同組合規約の変更について、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、46ページをごらんください。その新旧対照表でご説明させていただきます。別表第1号表及び別表第2号表にそれぞれ記載されております篠山市を丹波篠山市に変更するものでございます。

なお、施行期日につきましては、市の名称が改められる日、平成31年5月1日の施行としております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（井垣 文博） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井垣 文博） 質疑を打ち切ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井垣 文博） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井垣 文博） ご異議なしと認めます。よって、第4号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第9号議案、豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

政策調整課長。

○政策調整課長（永井 義久） 61ページをごらんください。第9号議案、豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

この条例案は、平成31年度において総務部にワ

ークイノベーション推進室を設置するため、総務部の事務分掌にジェンダーギャップの解消に関する事項を加えるため、改正を行うものでございます。

62、63ページに改正内容、それから、平成31年4月1日から施行することを定めております。

続きまして、64ページに新旧対照表をつけています。ジェンダーギャップの解消に関する事項を追加しております。

それから、組織全体の改編につきまして、別添でお配りしております参考資料の市長総括説明の抜粋、それから、31年度組織改編（案）をご清覧いただきますようによろしくお願ひいたします。以上でございます。

○委員長（井垣 文博） 説明は終わりました。

質疑はございませんか。

足田仁司委員。

○委員（足田 仁司） ジェンダーギャップの解消に取り組むためと、今、説明がありましたが、そもそもジェンダーギャップというのを労働とか経済活動の分野として捉えて、進めるのか。私の感覚では、いわゆる人権の絡みの女性が社会的にどういう扱いを受けてるかっていう、女性の差別なのか格差なのか、そこはわからないですけど、その部分を抜きに労働問題に何かすごい矮小化してしまう恐れがないかなと思うんですが、担当部署として、広がりを持った取り組みなのか、焦点的に何か、労働問題とか経済活動とかに特化したものなのか、その辺の考え方を聞かせてください。

○委員長（井垣 文博） 政策調整課長。

○政策調整課長（永井 義久） 現在、仕事を中心としたワークイノベーション、市役所ではキャリアデザインアクションプランということで、まず、取り組みが有効なところから進めていこうということで、2019年度からそういった取り組みの具体化を進めておりますのと同時に、2020年度に、きのうちちょっとご説明させていただきました地域や家庭や職場もひっくるめた全体のジェンダーギャップ、市の中にどういった課題があるのかというのをアンケート調査した上で、全体として進める必要

があるというふうな認識をしておりますので、今は具体的には仕事、経済活動というものが中心になっておりますけども、将来的には地域や家庭も含めたジェンダーギャップ対策というものが需要だというふうな認識がありますので、戦略策定に基づいて事務は進められるものというふうに考えております。以上です。

○委員長（井垣 文博） 足田仁司委員。

○委員（足田 仁司） 昨日も似たようなことを申し上げたんですけど、例えば行政区で総会を開く。家を代表する者が出席しなさいといったときに、現在では、ほぼ男性と。ひとり住まいの場合はいろんなケースがあると思いますが、一般的に家長という存在が男性であるというイメージが、家父長制度はないですけども、いまだにそういう風習というか、因習がたくさん残ってるというふうに認識しております。そういったその改革なしに、女性のもっと働きやすい環境づくりとか、そういったことが実際可能なかどうか、非常に疑問を持ちます。やはり同時進行で、生活に根づいた、そういった裾野部分を解きほぐしながら進めていかないとだめなんじゃないかなって思うんですけど、そういったことは市役所の組織として、一担当課だけで事を進めるのではなくて、各部署との連携とか、そういったことも必要になると思いますが、その辺の考え方、教えてください。

○委員長（井垣 文博） 土生田部長。

○政策調整部長（土生田 哉） 先ほど委員がおっしゃいましたように、ジェンダーギャップという問題をまずは一番切り口としてわかりやすいところ、職場というところからまずいこうというのが現在の戦略の進め方でございます。事案そのものを矮小化しようとするのではなく、職場という環境が一番男女格差が顕在化している、まず、そこを切り口に市は取り組んでいきたいと。その上で、今回の組織の中でも男女共同参画に関する部分というものを、これは今まで生涯学習課の人権・男女共同参画係、こちらにあったものをワークイノベーション推進室のほうにあえて持ってきております。男女共同参

画に関する事務そのものも新しい組織のほうで行っていく。そこで、31年度中において新たな調査をし、まち全体にジェンダーギャップの考え方を浸透するための戦略を立案し、32年度以降にそれを実施に移していきたい。ただ、31年度については、まずは働く環境であるとか男女の雇用格差であるとか、そこを切り口にして問題をもう少し掘り下げていきたいというのが、今、市の進めようとする方向でございます。今後におきましては、庁内各部署とも連携というのは当然図っていくということは申すまでもないというふうに理解しております。以上です。

○委員長（井垣 文博） 足田仁司委員。

○委員（足田 仁司） 現時点では、仕方がないかもしれない。これまでの男女共同参画の取り組みも、どちらかといえば、労働の関係、働きについてというのが特化されたような形で、先ほど申しましたように、まだ生活基盤の中にしっかり残っている女性の社会的な扱いの格差というものは厳然としてあると。皆さん、地元に戻られたら、なるほどなっているのはいっぱいあると思うんですよ。祭りもしかり、それから、区のいろんな財産に関する事、協議する場に女性がほぼ入らない。やっぱり昔の家父長制度、あれをどうしても引きずってると思うんですけど、ぜひそういう上から、働き方の中で上から市民におろしていくという部分も大事かもわかりませんが、裾野を耕していくという地道な取り組みは、これはすぐに答えは出ないと思いますが、ですから、そこを抜きにしてジェンダーギャップの解消というゴールには到達しないと私は思いますので、ぜひその辺を、肝に銘じてっていったらちょっと言い過ぎですけど、しっかり認識した上で取り組んでいただきたいと、これは要望です。よろしくをお願いします。

○委員長（井垣 文博） ほかに。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 最初の説明で、ジェンダーギャップに関する事項を入れると言いながら、この表を見たら、どこに入るのかなと思っと思ったら、これ

はワークイノベーション推進室の中の業務として入るといふ、その説明がなかったんでね。これだけ見とったら、わからへんというのが一つ。

それと、私は、ジェンダーギャップの解消っていうのは、それは本当に大事な課題だと思います。この部屋見たら、もうそのものですね。女性1人ですから、何ちゅうとこだろうなと思いつながらおったんですが、同時に私は、解消ということが、ともすれば、男性の権利であったり権限であったり地位であったり、いろいろとあると思うんですけども、それを下げてギャップをなくするということにならないようにしないといかんということをやっています。というのは、雇用の問題で、かつては男性の給与で一家が食えた。今、男性の給与だけでは食えないという状況になりましたね。これはやっぱり男性の権限であったり、地位であったり、資格だったり等々が下げられる中で、女性も一方では働かざるを得ないような状況っていうのは生み出されてきたと思ってるんですが、下げてそろえるというのではなくて、下げずにそろえていくような工夫が、あるいは努力が要るなということをやっています。それは意見です。

○委員長（井垣 文博） 政策調整課長。

○政策調整課長（永井 義久） ジェンダーギャップの解消ということが、組織の表にはちょっとわかりにくいところがございまして、申しわけございません。今回の議案につきましては、ワークイノベーション推進室がジェンダーギャップの解消に関する事項をするということで、この場でご確認をお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

○委員長（井垣 文博） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井垣 文博） それでは、質疑を打ち切ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井垣 文博） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井垣 文博） ご異議なしと認めます。よって、第9号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第10号議案、豊岡市防災会議条例の一部を改正する条例制定について及び第11号議案、豊岡市国民保護協議会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

防災課長。

○防災課長（宮田 索） 議案書の65ページをごらんください。第10号議案、豊岡市防災会議条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、より広範囲な組織、市民から本市の防災計画等に係る意見聴取をするために、防災会議の委員の定数を改正しようとするものでございます。

67ページをお開きください。条例改正要綱に基づいてご説明のほうさせていただきます。

改正の内容は、条例第3条の防災会議の委員の定数を45人以内に改めるものです。

なお、附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行することといたしております。

68ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご清覧お願いいたします。

続きまして、議案書の69ページをお開きください。第11号議案、豊岡市国民保護協議会条例の一部を改正する条例制定についてご説明のほう申し上げます。

本案につきましては、豊岡市防災会議と豊岡市国民保護協議会が委員を同じくするため、豊岡市防災会議条例の一部改正に合わせ、豊岡市国民保護協議会条例の一部を改正するものでございます。

71ページに条例案要綱、こちらにつきましては、定数、施行日とも防災会議条例と同じということになってございます。

説明は以上です。

○委員長（井垣 文博） 説明は終わりました。

質疑はございませんか。

村岡委員。

○委員(村岡 峰男) 2つの条例が同時に今、提案されたんですが、たまたまなんでしょうか。防災会議と国民保護協会の委員数がどちらも40から45になるんですが、この45人の委員さんというのは同じ人じゃないんですね。全く別の人がこの会議の委員でしょう。

○委員長(井垣 文博) 防災課長。

○防災課長(宮田 索) 国民保護協議会と防災会議のメンバーは同一のメンバーと予定をしております。

○委員長(井垣 文博) 村岡委員。

○委員(村岡 峰男) 同じ人が、あっ、きょうは防災会議ですよ、きょうは保護協会の会議ですよ。あるいは同じ会議でも、ここからは防災会議というような感じですか。

○委員長(井垣 文博) 防災課長。

○防災課長(宮田 索) 今、委員のおっしゃるとおり、同日開催、前半部分に防災会議をして、後半といたしますか、一旦そこで終わりました、国民保護協議会に切りかえるというスタイルをとってございます。

○委員(村岡 峰男) 何じゃ、そりゃ。ようわからんな、ようわからん。

○委員長(井垣 文博) よろしいですか。

ほか何か。

足田仁司委員。

○委員(足田 仁司) 同一の方で構成ということですけども、40から45にふえる、構成の表とかはいただけますか。

○委員長(井垣 文博) 防災課長。

○防災課長(宮田 索) 現在の防災会議及び国民保護協議会のメンバー表のほう、提出のほうさせていただきたいと思います。

○委員長(井垣 文博) それでよろしいですか。

足田仁司委員。

○委員(足田 仁司) 新しく決定されたときに、余り時間を置かずにいただけたら、ありがたいです。

○委員長(井垣 文博) 防災課長。

○防災課長(宮田 索) 新しいメンバーが決まりましたらといたしますか、委嘱をして、承諾をいただいて、新しいメンバーの一覧表ができましたら、お配りのほうさせていただきたいと思います。

○委員長(井垣 文博) 芦田竹彦委員。

○委員(芦田 竹彦) 関連なんですけども、以前に私も一般質問で市長に、防災会議のメンバーを女性の、生活に密着した女性の観点からの意見を求める意味でもという増員もちょっと図るべきだということをお願いしたんですけども、今回の40から45人になった割合で、女性の方の人数ってわかりませんか。

○委員長(井垣 文博) 防災課長。

○防災課長(宮田 索) これからふえる部分につきましては、これから委嘱をするということになりますので、そのあたり、女性になるのか、男性になるのか、そこは確定をしてないということでございます。現在のメンバーのうち、女性の数、ちょっと数えます。現在、40名のうち8名が女性委員ということになってございます。

○委員長(井垣 文博) 芦田竹彦委員。

○委員(芦田 竹彦) 8名というと、2割ぐらいです。45人になるときに、何名ぐらいふえるんですか、予定……。

○委員長(井垣 文博) 防災課長。

○防災課長(宮田 索) 人数を40人から45に5人をふやすということなんですけれども、次回委嘱をするときに、5人全てふやすとことではなくて、若干3人ぐらいふやすということで、今、人選のほうを検討してるというところでございます。

○委員(芦田 竹彦) 結構です。

○委員長(井垣 文博) よろしいですか。

足田仁司委員。

○委員(足田 仁司) 老婆心ながら、45人という会議、いろんな審議が効率よくなされるのかな。余りにも構成メンバーが多過ぎないかというちょっと心配があるんですが、その辺はどうお考えですか。

○委員長(井垣 文博) 防災課長。

○防災課長(宮田 索) おっしゃるとおり、人数

がふえると、なかなか議論が進みにくいということはあろうかと思えますけれども、多様な意見を聞きたいというところで、メンバーの数についてはふやしていきたいなと思えます。ただ、この防災会議等の下部組織といいますか、下のほうにはこういった委員会的なもの、少人数で議論をするというところもできるというところがございますので、そういった案件に応じて、少人数での検討ができるような会議というところも検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（井垣 文博） よろしいですか。

それでは、質疑を打ち切ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井垣 文博） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井垣 文博） ご異議なしと認めます。よ

って、第10号議案及び第11号議案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第12号議案、豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

職員課参事。

○職員課参事（小川 琢郎） それでは、73ページをごらんください。第12号議案、豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、正規の勤務時間以外の時間における勤務について、超過勤務命令の上限の設定に関し、必要な事項を定めるための改正をしようとするものでございます。

内容につきましては、条例案要綱により説明いたしますので、75ページをごらんください。改正の内容でございますが、正規の勤務時間以外の時間における勤務について、超過勤務命令の上限の設定に

関する必要な事項、これについては規則で定めるものとしております。

施行期日につきましては、平成31年4月1日としております。

次に、条例に基づいて改正を予定しております規則の内容についてご説明いたします。

別にお配りしております資料をごらんください。その資料ですけれども、豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則案の概要についてということで記載しております。この規則案は、時間外勤務を命ずる時間、それから、月数、これの上限を設定しようとしているものです。

まず、時間外勤務を命ずる場合の上限についてでございます。任命権者は、職員の時間外勤務を命ずる場合には、次に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものというふうにしております。その上で、(1)のところでは、時間外勤務の上限は、原則として1カ月について45時間、かつ1年について360時間、この範囲内としております。

また、(2)のところでも、他律的な業務、つまり業務量や業務の実施時期、これをみずから決定することが困難な業務、この比重が高い部署に勤務する職員については、1カ月について100時間未満、1年について720時間、かつ1カ月ごとに区分した各期間の当該各期間の直前の1カ月から5カ月の期間を加えたそれぞれの期間、つまり連続する2カ月から6カ月までの期間の平均ですけれども、これが1カ月当たり80時間、この範囲内で命ずることができるというふうにしております。さらに、1年のうち1カ月において45時間を超えて勤務時間を命ずることができる月数、これを6カ月としております。

次に、上限時間の特例です。任命権者が特例業務、大規模災害への対応、その他重要な業務で特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認める場合には、これらの上限時間、月数を加えて時間外勤務を命ずることができるというふうにしております。

3のところですけども、上限時間を超えて時間外勤務を命ずる場合の措置ということで、任命権者は特例業務により、さきの上限時間、あるいは月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、その超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとする。かつ当該職員の健康の確保に最大限の配慮をする。当該時間外勤務に係る要因の整理、それから、分析、検証を行うものと規定しております。

以上ですけども、これらの上限の設定につきましては、働き方改革法案による時間外勤務の上限規制に対応するもので、その上限を遵守できる形での規則案の内容としております。

以上が条例改正に関する説明でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（井垣 文博） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 昨年、国会でのやりとりですね、働き方改革について。私は、大問題、通ってしまったという経過があるんですが、どうなんでしょう、この100時間、それから、平均が80時間、3カ月、4カ月ね。これまさに過労死ラインですね。この状態で、あつてはなりませんけども、死亡なんていったら、まさにこれはもう労災、役所ですから、何ていう、労災といいませんね。なんですけども、こんな時間を決めることについて、まず、どうなのかっていう問題と、もう一つは、職員組合、市職労との間ではもう妥結をしたのかどうか。そのまず2つ。

○委員長（井垣 文博） 職員課参事。

○職員課参事（小川 琢郎） 先ほどの勤務時間100時間の関係ですけども、その部分につきましては、原則1カ月45時間まで、1年間で360時間ということをやまずは大原則にしたいと考えてます。その上で、やむを得ない部署というものもあるかと思しますので、そういうところにつきましては、他律的業務ということで、100時間、700時間という縛りを設けていく、そういう考え方でございます。

それから、組合のほうにつきましては、一応こう

いう提案をさせていただくということで一応の了解を得ております。

○委員長（井垣 文博） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 規則で決められることですから、議会でこの承認が要るかどうかっていう、その点でももちろんあるんですけども、私は、まず第一に、組合と職員との間できちっとした合意が得られることが第一だと思いますし、今言われた45時間は原則だと。原則は原則なんですけども、100時間まではできるんだっていう、この部分がひとり歩きするんですよ。というのが昨年の国会の大議論だったと思ってますから、原則をしっかりとやっていくと。もう100時間なんていうのはもう特別の特別の特別の、そのまた特別ぐらいのことで扱っていただかないと、これはもうとんでもないことになりかねない要素を持ってるなということを一方では思っています。一般質問でも随分議論もあったところからね。

○委員長（井垣 文博） ほかがございませんか。

どうぞ、椿野委員。

○委員（椿野 仁司） なかなかお役所だから、難しいところだと思うんだけど、特に人のコントロールっていうのは難しいところで、その時節ごとによっては忙しい課もあるし、忙しい課もあるっていう言い方おかしいですけど、例えばこれ、今のこの時期だと、税務課なんかは特に確定申告で忙しいですよ。去年みたいにたくさんたび重なる台風が来ると、どうでしたか、もう来ると、そのたびに災害本部、対策本部、そしてまた、各振興局もそれなりの対策をとる人がそこに常駐しなければならない。ことしの場合は、また統一選挙ってことなので、またそれに対して、いわゆるふだんの職務以外のことで職員がつかなければいけない。そういう時節、そういういろんな災害国であるから、なかなかコントロールは難しいと思うんだけど、やはりただ普通どおりに過ごしながらでも、ふえていくこういう時間外の勤務があるとするならば、やっぱりそういう特別なことがあることを予期して、ふだんから、できるだけ時間外はつくらぬような努力をコン

トロールしていくってということが大事なのではないのかなというふうに私は思うんですけど。そうしないと、100%の勤務体系であって、プラスアルファわかって、なおかつそこに災害が入ってくる。そしてまた、ことしの場合は選挙がある。そのいろんな出来事があると、そのたびにどんどんふえていくということが起こり得るので、本当にコントロールは難しいと思うんだけど、誰がするのかっていうようなことも含めていくと、やっぱりそういう努力をふだんからしとかなないと、いわゆるのり代を持って当たっていかないといけないのではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。持ってますよって言われたら、それまでのことなんですけどね。

○委員長（井垣 文博） 職員課参事。

○職員課参事（小川 琢郎） そのとおりでというふうに思っております。ふだんからの取り組みとして、帰ろうデーの取り組みをやっております。これも実績を確認しますと、部署にもよりますけども、8割強の方が、7時までには帰ってるというようなことも状況もありまして、一定の成果が出てののかなというふうに思っています。

それから、30時間を超えるような時間外をやる場合には、事前に職員課のほうに報告いただくということもこれまでからやっておりますので、そういったことは続けていながら、こういうことになりましたので、改めて周知を図っていきなさいと思っております。

○委員長（井垣 文博） 椿野委員。

○委員（椿野 仁司） さらなる努力と知恵を絞って、できるだけ過去にいろんなこと、とらわれずに、逆に戦略的にそういうことをやっていけるように、それが職員の健康上にもやっぱり問題があるってことで、精神的な、肉体的な意味でもそういう取り組みが大事なのかなというふうに思いますので、その点よろしくお願いたします。結構です。

○委員長（井垣 文博） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 先ほど、市職労、職員組合との間では妥結だっというふうに聞いたんですけど

も、どうなんでしょうか。議会にこの条例改正の提案がありました。された。その時点では、まだ妥結してないですね。違いますか。

○委員長（井垣 文博） 職員課参事。

○職員課参事（小川 琢郎） その時点では、まだだったかもわかりませんが、その後、書記長等と協議をした上で、この提案をさせていただいております。

○委員長（井垣 文博） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 提案後に妥結、妥結いうんか、了解だと。議会に提案されてからだったら、組合のほうは嫌だとは言えませんよね。ですから、少なくとも私はこれは苦言として聞いてもらったらいいと思うんですが、こういう職員の労働条件にかかわるような条例を出すときに、少なくとも組合とはもう妥結後に出していただきたいと。議会に出しちゃいましたよといったら、もう折れる以外ないですから、組合のほうは。違うんかな。その辺を思うんで、ですから、仮に提案が6月議会になろうとも、組合との間できちっと合意ができて、それから議会に出してくるというのが筋だと思いますから、苦言を申し上げておきます。

○委員長（井垣 文博） 職員課長。

○職員課長（山本 尚敏） 村岡委員のおっしゃるとおりで、組合のほうとの話が調った上でというのが気をつけていかなければならないことだと思っております。今回も、実際には議会に出す前に、内容的にも、この上限の時間といいますのは、改正された労働基準法に盛り込まれた、三六協定に定める上限時間として労働基準法のほうに定められておりますので、その内容でいきますよということも事前に組合のほうには話しておりますので、その上で今回、条例案のほうについては提案させていただいたという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（井垣 文博） ここで質疑を打ち切ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井垣 文博） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井垣 文博） ご異議なしと認めます。よって、第12号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員会、ここで暫時休憩いたします。再開は10時45分。

午前10時39分 委員会休憩

午前10時52分 委員会再開

○委員長（井垣 文博） それでは、委員会を再開いたします。

次に、第13号議案、豊岡市職員の自己啓発等休業に関する条例及び豊岡市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

職員課参事。

○職員課参事（小川 琢郎） 77ページをごらんください。第13号議案、豊岡市職員の自己啓発等休業に関する条例及び豊岡市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、学校教育法の改正に伴い、所要の規定を整理しようとするものです。

内容につきましては、条例案要綱により説明いたしますので、79ページをごらんください。まず、改正の内容です。本改正案は、豊岡市職員の自己啓発等休業に関する条例、それから、豊岡市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例、これのそれぞれにつきまして、学校教育法の改正に伴って、引用する条項にずれが生じておりますので、その条項を改めるものでございます。

次に、附則ですけれども、施行期日を平成31年4月1日としております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（井垣 文博） 説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井垣 文博） 質疑を打ち切ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井垣 文博） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井垣 文博） ご異議なしと認めます。よって、第13号議案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第40号議案、平成31年度豊岡市管理会財産区特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。

但東振興局地域振興課長。

○但東振興局地域振興課長（大石 英明） それでは、別冊の豊岡市特別会計予算並びに予算説明書、白い冊子でございます、こちらの188ページをお願いいたします。特別会計予算書の説明書です。188ページになります。第40号議案、平成31年度豊岡市管理会財産区特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ221万6,000円と定めております。

197ページをごらんください。歳出になります。説明欄のほうです。高橋財産区管理委員の5名の委員報酬、人件費、それから、一般管理費、財産管理費、中段に予備費を計上いたしております。

続きまして、195ページをお願いいたします。歳入です。利子配当金、土地の貸し付け収入、前年度繰越金、預金利子などを計上しております。歳入歳出とも大きな変動はございません。

以上で説明を終わります。

○委員長（井垣 文博） 説明は終わりました。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井垣 文博） 質疑を打ち切ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井垣 文博） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井垣 文博） ご異議なしと認めます。よって、第40号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで委員会を暫時休憩いたします。

午前10時57分 委員会休憩

午前10時57分 分科会開会

○分科会長（井垣 文博） 分科会を開会いたします。

それでは、これより、3、協議事項、（1）付託・分担案件の審査について、イ、分科会審査に入ります。

第22号議案、平成30年度豊岡市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

第22号議案中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入歳出予算補正、繰越明許費補正、債務負担行為補正及び地方債補正についてであります。

本案は、年度末における入札残や事業費の確定に伴うもののほか、3月末までの支出予定の精査による不用額等の減額が主なものであります。そこで、当局の説明は、まず、財政課から総括的な部分を、次に、職員課から人件費をお願いいたします。その他の部署につきましては、不用額等の減額の場合は高額な部分を、また、不用額等以外の場合は、特に必要があると思われる部分の説明をお願いします。

なお、説明に当たっては、資料のページ番号をお知らせいただくとともに、所管に係る歳出及び歳入等を一気に説明をお願いいたします。

それでは、順次説明願います。

財政課長。

○財政課長（塚本 繁樹） それでは、議案書の112ページをお願いいたします。第22号議案、平成30年度一般会計補正予算（第11号）でございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額から14億1,378万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ472億2,000万とするものでございます。

繰越明許費の補正を第2条に、債務負担行為の補正を第3条に、地方債の補正を第4条に定めております。

117、118ページをごらんください。繰越明許費補正でございます。財産管理費を初め、年度内にその支払いが終わらないもの27件、16億6,166万円を追加し、1件を変更しております。

それから、119ページをごらんください。債務負担行為の補正でございます。2件の補正と11件の限度額の変更を行っております。

その右側の120ページのほうには地方債の補正、1事業を追加し、25事業について限度額を変更しております。

なお、先ほど委員長からもご説明がございましたとおり、今回減額といたしておりますものは主に入札減、それから、事業費の確定に伴うもの、3月末までの支出予定額の精査によりまして不用額の整理、これらを中心に行っております。

概要は以上でございます。説明は順次担当課のほうからさせていただきます。

○分科会長（井垣 文博） 次に、職員課長。

○職員課長（山本 尚敏） まずは、人件費についてご説明したいと思います。人件費につきましては、別紙で平成30年度人件費3月補正予算の主な理由（一般会計）とした1枚物にまとめておりますので、これに基づきまして、ごらんいただきながら説明したいと思います。

まず、報酬でございます。報酬につきましては、嘱託職員に係る報酬ですが、年度途中での退職であったり、当初採用できずに、中途からの採用だったり、あるいは欠員だったりというようなことで、その分の不用額を落としているところでございます。

次に、給料です。給料につきましては、年度途中での退職者もございました。育児休業に入った者もございましたので、そういった部分での不用額とい

うことで減額をしております。

次に、手当でございます。手当につきましても、不用額を落とす部分と、それから、時間外勤務手当につきましても増額としております。これにつきましては、県議会議員選挙の関係で、当初の予算では、通常、県議会議員選挙が4月の2週目ということの予定でされるのが通常と聞いておりますけれども、それがちょっと1週間早まったということで、その準備に係る業務についてもちょっと早く始めないといけないということがあって、今回、時間外勤務手当の増額ということで計上をさせていただいております。

それから、共済費、それから、賃金につきましても、例年どおりの不用額という分を落としております。

それから、負担金につきましては、退職手当組合の特別負担金でございます。今年度、3月末で退職する職員につきまして、特別負担金の対象になる職員が29名ございます。その分に係る負担金でございます。

人件費につきましては以上でございます。

○分科会長（井垣 文博） 次に、政策調整部参事。

○政策調整部参事（谷岡 慎一） 156ページ、中段の大きな段で6段目をごらんください。戦略的政策分野研究費140万円ですが、不用額の減額でございます。以上です。

○分科会長（井垣 文博） 次に、秘書広報課長。

○秘書広報課長（山口 繁樹） 歳出についてご説明申し上げます。154ページをごらんください。中段の表彰栄典費です。表彰した功労者等の人数に基づき、22万円の不用額を減額するものです。

次に、下から3分の1ほどの広報広聴事業費です。市広報の年間での総ページ数や各種事業での入札減等に基づき、300万円の不用額を減額するものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。146ページをごらんください。中段少し下の雑入のうちの広告料でございます。市広報に係る19万5,000円の増額は、広告枠の1枠の追加によるもの、

市ホームページに係る31万2,000円の増額は、バナー広告の申し込みの実績によるものでございます。以上でございます。

○分科会長（井垣 文博） 次に、政策調整課長。

○政策調整課長（永井 義久） 156ページをごらんください。上から2枠目でございますけれども、企画調整費10万円減額というふうにしております。これは、定住自立圏共生ビジョン懇談会というものを開いております、今年度は1回ということの開催実績に合わせました減額ということになっております。以上でございます。

○分科会長（井垣 文博） 財政課長。

○財政課長（塚本 繁樹） まず、歳出のほうですが、154ページをお願いいたします。一番下の枠の財産管理費の土地管理費でございます。こちらのほうは、旧JA内川支店、それから、旧自衛隊倉庫の解体工事が完了したということで、不用額238万3,000円を減額するものでございます。

次に、218ページをお開きください。一番下段の市債利子でございますけれども、こちらのほうは、市債の償還利子の決算見込みにより減額を行うものでございます。

次に、1枚めくっていただきまして、220ページをお開きください。今回増額をお願いするものでございますけれども、土地取得費でございます。こちらにつきましては、太陽光発電の売電収入が当初見込みより増額となり、太陽光発電特別会計からの繰入金が入りましたことによりまして、竹貫の太陽光発電の土地を基金から買い戻すものというものでございます。これによりまして、30年度末で全体の29.3%が買い戻しできるということになります。

続きまして、歳入のほうをご説明させていただきます。

戻っていただきまして、142ページ、中段になりますけれども、土地売り払い収入でございます。428万8,000円のうち、283万8,000円が財政課所管分でございます。こちら、決算見込みにより増額するものでございます。

それから、その2つ下の物品売り払い収入でございます。こちらは、不要となった消防ポンプ自動車等の物品をヤフーの官公庁オークションサイトを利用して売却したもので、596万3,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、144ページをごらんください。一番上の段になります。太陽光発電事業特別会計繰入金436万円でございますけども、このうち、先ほど歳出のほうで申し上げました竹貫の太陽光発電に係る土地開発基金からの土地の買い戻しに充てる財源として同額の212万9,000円を増額しております。

それから、2つ目の枠、財政調整基金繰入金です。10億1万7,000円を減額しております。このうち9億2,000万円の減額分が、当初予算で財源不足分の収支調整として12億円を繰り入れたものを減額するものでございます。まだ残り2億8,000万円が繰り入れたままという状況になっております。

その下、前年度繰越金1億7,684万9,000円は、9月補正の段階でも申し上げましたけども、8億2,081万2,000円が今年度の繰越金の確定額でございまして、今まで留保していたものというものでございます。今回、全額の補正を計上させていただきます。

また、年度内の今後の財政収支見通しにつきましては、地方債、それから、特別交付税、地方譲与税など、現時点では確定していないものがたくさんあります。これらが確定した段階で、さらに補正の必要が生じることとなりますので、その際には、財政事情を勘案する中で、所要の専決補正をしたいと考えておりますので、ご了承のほうよろしく申し上げます。以上でございます。

○分科会長（井垣 文博） 防災課長。

○防災課長（宮田 素） 156ページをお開きください。説明欄の一番上の2つです。財産管理費の被災者生活再建支援基金、同利子が防災課所管分でございます。歳出は以上です。

続きまして、歳入です。142ページをお開き

ください。上から6つ目の被災者生活再建支援基金利子の金利の低下に伴う減額でございます。こちらのほうは、歳出のほうとリンクをしております。

続きまして、148ページをお開きください。下から2つ目の雑入の災害見舞金でございます。こちらにつきましては、7月豪雨のときに兵庫県市長会など各種団体のほうから豊岡市のほうへ寄附を寄せられております。こちらの見舞金でございます。こちらにつきましても、歳出で説明をさせていただきました被災者生活再建支援基金積立金として積み立てることといたしております。

続きまして、150ページをお開きください。下から3ます目の消防債の消防指揮広報車、それから、デジタル防災行政無線につきまして、財源更正等による起債額の減額というふうになってございます。

続きまして、繰越明許です。117ページをお開きください。一番下の消防費の消火栓管理費です。こちらにつきましては、水道の老朽管等の布設がえが繰り越されるということに伴いまして、それに付随する消火栓の新設改良についても同様に繰り越すこととなったものでございます。

続きまして、地方債補正ということで、121ページをお開きください。中ほどにあります消防指揮広報車、デジタル防災行政無線につきましては、歳入のところで説明をさせていただきました起債額の変更に伴うものでございます。

防災課所管分は以上です。

○分科会長（井垣 文博） 総務課長。

○総務課長（安藤 洋一） 154ページをごらんください。1枠目の真ん中あたりの一般管理費でございます。これは、決算見込みによる不用額の減額によるものです。1,168万円減額をしております。重立ったものとしたしましては、その補助金の地区集会所整備費を1,000万円減額しております。これについても、不用額の見込みによる減額というものです。

それから、200ページをごらんください。一番下の枠の災害被災地応援活動事業費についてでございますが、これについては事業費が確定しており

ますので、不用額の減額でございます。365万6,000円減額しているうち、総務課分といたしましては、158万3,000円の減額が総務課分として減額をしております。

歳入につきましては、総務課分につきましては全て決算見込みに伴う減額でございます。以上です。

○分科会長（井垣 文博） 職員課長。

○職員課長（山本 尚敏） それでは、154ページをお開きください。ページの中ほどに、職員研修事業費がございます。職員研修事業費として普通旅費、住宅使用料ということで、職員派遣に係る分の不用額を減額しております。

その下、福利厚生事業費でございます。業務委託料で職員健康診査とか安全衛生研修、それから、予防接種、こういったものの実績に基づきまして、その分の不用分を減額しているところでございます。

次に、200ページをお開きください。一番下の枠の真ん中に災害被災地応援活動事業費がございます。この中で、職員課が所管してます分で特別旅費がございます。207万3,000円を減額するものでございます。これにつきましては、大阪府の北部地震だとか7月の豪雨での職員派遣に係る不用額の分を減額しております。

次に、119ページをごらんください。債務負担行為の補正です。変更の一番上にありますキャリア形成研修業務でございます。12月補正で520万円を設定をお願いしたところでございますけども、その後、新年度に向けた研修業務のあり方を検討する中で、限度額を670万円に補正をするものでございます。

職員課からは以上です。

○分科会長（井垣 文博） 情報推進課長。

○情報推進課長（秋庭 典道） 158ページをお願いいたします。一番下2行、行政情報化推進事業費の備品購入費は、額の確定による減額でございます。職員が使用します事務用パソコンで、入札により落札額が設計額より大幅に下回ったことによります。以上でございます。

○分科会長（井垣 文博） 続いて、税務課長。

○税務課長（中奥 政明） 164ページをごらんください。下の表の賦課徴収事務費でございますが、346万9,000円の減額でございます。主な理由としましては、業務委託料の固定資産情報更新業務、入札減でございます。

その下の不動産鑑定業務なんですけど、鑑定件数が減少したというふうなことでございます。

その他につきましては、精算及び執行見込みによるものでございます。

歳入のほうでございますが、127ページ、128ページをごらんください。まず、個人市民税でございますが、現年課税2,500万円の増、それから、滞納繰り越し分で200万円の増額といたしております。現年分につきましては、調定額が1,800万円ぐらい増になったこと、それと、当初想定してました徴収率よりも0.3ポイント程度増になることによりまして、相当額を増額いたしております。それから、滞納繰り越し分につきましては、徴収実績によるものでございます。

その下の法人市民税でございますが、現年課税分で6,500万円の増といたしております。これにつきましては、昨年12月末実績と今後3カ月分で幾らぐらい入ってくるのかということを経査した結果、増額補正といたしております。

それから、固定資産税でございますが、現年分で1,400万円の増、それから、滞納繰り越し分で600万円の増といたしております。現年分につきましては、当初の想定よりも収納率が0.3ポイントぐらい増加になることから、相当分を増額補正いたしております。滞納繰り越し分につきましては、徴収実績によるものでございます。

それから、軽自動車税の滞納繰り越し分で50万円の増、徴収実績によるものでございます。

その下の市たばこ税でございますが、1,000万円の増といたしております。これにつきましては、昨年の10月に税額上がっておりますので、その分を勘案いたしております。

その下の入湯税でございますが、現年分で490万円の減額補正といたしております。これにつま

しては、7月豪雨及び台風の影響があったというふうなことでございます。

続きまして、144ページをごらんください。一番下の表、延滞金でございますが、80万円の増額です。徴収実績によるものでございます。

税務課、以上でございます。

○分科会長（井垣 文博） 続いて、城崎振興局地域振興課長。

○城崎振興局地域振興課長（熊毛 好弘） 160ページをお開きください。一番上の段の庁舎管理費、それから、8行下の自動車管理費です。いずれも入札減などの実績見込みによる不用額の減額です。以上です。

○分科会長（井垣 文博） 続いて、竹野振興局地域振興課長。

○竹野振興局地域振興課長（福井 正幸） 210ページをお願いいたします。上段の仲田光成記念全国かな書展開催事業費の減額は、事業関連に伴う精算によるもので、費用弁償及び業務委託料を減額いたしております。

前に返りまして、148ページをお願いいたします。下から6行目、歳入では、雑入の美術展等出展料の全国かな書展31万7,000円を減額いたしております。

私からは以上です。

○分科会長（井垣 文博） 続いて、日高振興局地域振興課長。

○日高振興局地域振興課長（和藤 達也） 146ページをお願いいたします。下から4行目と6行目、工事負担金、日高庁舎60万円でございます。これは、日高庁舎改修に伴い、設計が完了した後に庁舎2階に移転してこられます豊岡市商工会からの変更要望がありまして、その要望に対応するために、パーティションの増加、排煙窓の設置等が必要となりました。この工事費の増額分を商工会に負担していただくものでございます。

私からは以上です。

○分科会長（井垣 文博） 続いて、出石振興局地域振興課参事。

○出石振興局地域振興課参事（村上 忠夫） 210ページをごらんください。210ページです。出石のほうにつきましても、今回の歳出補正につきましては、全て決算見込みによります不用額の減額でございます。一番下、出石永楽館歌舞伎開催事業費の観劇ツアーバス運行事業の補助金でございます。57万6,000円を減額しております。

それから、めくっていただきまして、212ページ、212ページの一番上にあります伝統的建造物群保存地区保存事業費を総額で211万8,000円、それぞれ減額をいたしております。

次に、歳入でございます。146ページをごらんください。146ページです。歳入につきましても、全て決算見込みに基づきます増減でございます。まず、一番下の雑入の上から7行目に書籍がございます。これは、パンフレットの販売収入ということで、57万4,000円の減額を含んでございます。

それから、めくっていただきまして、148ページです。148ページの下から14行目ぐらいになると思いますけれども、歌舞伎開催事業費の協賛金36万円、それから、その下、永楽館自主事業助成金を125万3,000円、さらにその下の永楽館の入場料168万6,000円、それぞれ増額をいたしております。以上です。

○分科会長（井垣 文博） 続いて、会計課長。

○会計課長（三笠 孔子） それでは、154ページをお開きください。下のほうの段ですけど、会計管理費、手数料です。これは、口座振替のデータ集中化業務の手数料の入札減による減額です。

それから、その下です。基金管理費のうち、会計課につきましては、利子の分です。これは、歳入のほうの基金運用利子収入から果実運用分の利子収入分を除いた額を積み立てるもので、積立金はマイナスになっておりますが、利子の分は1,940万円の増額となります。理由につきましては、156ページの地域振興基金の利子の分が1,527万円増となっております。これにつきましては、金銭信託の利率は利子支払い月の6日の為替レートによって決定するので、直前にならないとわかりません。

当初予算では2,490万円を見込んでおりましたが、円安の状況が続いて、約4,000万円の利子収入となったことからの増額になります。ほかの増額の理由につきましては、平成30年3月に広島高速道路債、7月に兵庫県債の債券の購入をした分の運用益が当初予算よりも増額になったということ。それから、30年度から財産区以外の基金につきましては、金銭信託の分を除いて、個別基金ごとに定期預金等の運用をするのではなく、一括して運用することとしております。30年度当初予算の算定時は、従来どおり基金ごとの運用利子で算定していたため、今回の補正では、利子収入の合計を各基金の残高で案分した結果で当初予算との差額を整理した結果となっております。

それから、歳入のほうです。140ページをお開きください。一番下の枠です。基金運用利子、1,611万3,000円の増額となっております。これにつきましては、利子収入が当初見込みよりも増えたということで、内訳は、果実運用分が328万7,000円の減額、その他の基金が1,940万円の増額となって、差し引きが1,611万3,000円になります。その他基金の分は、先ほど歳出のほうで説明しましたように、全額積立金に計上しております。増減の主な理由ですが、地域振興基金の増については、先ほど歳出で説明したとおりです。この中で特に福祉基金、これ果実運用分の分なんですが、マイナス311万4,400円となっております。これについては、福祉基金は平成28年の3月にマイナス金利の導入直後で、あんまりまだ金利の変動がないときに、現在より有利な利率で3年の定期預金に預けた分が満期になりましたが、今年度から一括運用するっていうことになったことから、利子を案分した結果、当初予算から314万4,000円の減額となったものです。

会計課の説明は以上です。

○分科会長（井垣 文博） 続いて、消防本部総務課長。

○消防総務課長（梶田 貴行） 200ページを

らんください。下の表をらんください。常備消防費

の説明欄の8行目にあります一般管理費、業務委託料、これにつきましては、豊岡、日高、出石、竹野の各庁舎の耐震診断業務に係る事業費確定に伴う減額を行うものでございます。以上でございます。

○分科会長（井垣 文博） 続いて、選管・監査事務局

局長。○選管・監査事務局（谷垣 一哉） 議案書の165ページ、166ページをらんください。165ページ、166ページ、中段の選挙費の県議会議員選挙費に係る予算についてご説明いたします。

当初予定しておりました兵庫県議会議員選挙の日程が早まりましたために、平成30年度に必要な経費を総額で456万4,000円を増額するものでございます。

166ページの説明欄をらんください。人件費の非常勤職員報酬につきましては、期日前投票の管理者及び立会人に係る経費として35万1,000円、その下のほうの選挙管理委員会事務局費の人夫賃でございますけれども、期日前投票事務の補助者に係る経費として19万8,000円、それから、下がっていただきまして、通信運搬費につきましては、投票所入場券の送付に係る郵便料として210万8,000円を計上してあります。その下の手数料42万円につきましては、期日前投票のシステムのネットワークに係る経費でございます。歳出については以上でございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。議案書の139、140ページをらんください。中段の県支出金でございます。140ページ、一番上の選挙費委託金でございますけれども、説明欄のとおり、兵庫県議会議員選挙事務委託金として453万8,000円を計上いたしております。

説明については以上でございます。

○分科会長（井垣 文博） 説明は終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（井垣 文博） 質疑を打ち切ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（井垣 文博） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（井垣 文博） ご異議なしと認めます。

よって、第22号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第44号議案、平成30年度豊岡市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

第44号議案中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る繰越明許費補正についてであります。

それでは、説明をお願いします。

財政課長。

○財政課長（塚本 繁樹） 追加の分のほうですけども、第44号議案です。1ページをごらんください。

○分科会長（井垣 文博） どうぞ。

○財政課長（塚本 繁樹） 第44号議案、平成30年度豊岡市一般会計補正予算（第12号）についてご説明いたします。

第1条で、繰越明許費を追加しております。2ページをごらんください。第1表、繰越明許費補正です。情報通信設備管理費について、520万6,000円を追加するものでございます。これは、平成19年度に整備しました豊岡消防本部の高機能指令台に組み込まれている長時間録音装置が故障し、緊急に修理を行うために、予備費を充用しまして予算を確保いたしましたけども、受注生産であるため、年度内に完了が困難であるということで、事業を繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。

○分科会長（井垣 文博） 続いて、豊岡消防署長。

○豊岡消防署長（吉谷 洋司） お手元に、右肩44と書いてあります資料をごらんいただきたいと思っております。それでは、高機能消防指令センター長時間録音装置システム図を説明させていただきます。

右側にあります長時間録音装置と四角で囲ってあります、その下にある写真、それが本体図でございます。それに対しまして、左側にあります指令台

から右側に矢印が行ってると思いますが、119番入ってきましたら、音声データをこの長時間録音装置で録音することができます。また、119番通報の録音データを指令台及び長時間録音装置で再生することが可能となっております。また、指令台の上にあります無線制御装置から無線交信データへ矢印が長時間録音装置に行ってますが、これにつきましては、指令台から交信します無線交信データを長時間録音装置に録音することができ、これを録音装置で再生することができるというものです。これにつきまして、先ほどありましたように、故障し、修理のため、機器の受注が3カ月程度かかるため、繰り越しをさせていただくものです。以上でございます。

○分科会長（井垣 文博） 説明は終わりました。

質疑はございませんか。

清水委員。

○委員（清水 寛） 1点だけちょっと確認したいんですけども、議運の中で見積書等々の資料を提出されてるのを拝見したんですけども、その中で、今回の中でもあったんですけど、OSのバージョンアップのためにというような話が幾つかあったんですけども、今回の中で、その辺がウィンドウズ7搭載パソコンについてというような文言があったもので、これが2020年の1月にサポート終了するっていうことがあるんですけど、その点どうでしょうか。

○分科会長（井垣 文博） 消防署長。

○豊岡消防署長（吉谷 洋司） 先ほどの質問ですが、これにつきましては、委員おっしゃったとおり、来年にサポートが終了しますので、これではなく、最新のものに対応できるということで考えております。

○分科会長（井垣 文博） よろしいですか。

○委員（清水 寛） 結構です。

○分科会長（井垣 文博） ほか。

椿野委員。

○委員（椿野 仁司） ちょっと聞いてた話と、ちょっともう一回、間違ってたらいけないんで、たしか幾つかこの指令台にある機種、機械が、何年までだ

つけ、34年だね、平成34年まで一応使えると。中のこの長時間録音装置システムだけが壊れたということだったんだけど、その34年が来たときに、ほかのものとこの関係はどうなってしまうのかな。今回、ここだけ新しくしてしまって、あとのものはどうなっちゃうのかな。これは、その後また使えるようなものになるのか。これも34年のときに一斉にみんな、かえてしまうのか。緊急なことなんで、やむを得ないというふうに思うんだけど、

もう一つは、何か似たようなものがどっかにないのかなというように思ったりもするんだけど、その辺はいかがなものなんですか。

○分科会長（井垣 文博） 消防署長。

○豊岡消防署長（吉谷 洋司） 先ほどもありましたように、平成34年に新規に指令システムの更新を考えております。ただ、それにつきましては、現在使っているメーカーにするのか。同じであれば、また対応可能になる場合もありますが、全てにおいて入札を考えておりますので、機器がほかのメーカーになれば、当然使えなくなるものと思っております。それと、もう1点、同等品につきましては、これに保守が入ってきますので、ほかのメーカーといたしますか、今使ってます指令台のシステムの業者から受注のメーカーのほうにしますので、これしかないということで説明を受けております。

○委員（椿野 仁司） わかりました。

○分科会長（井垣 文博） ほかはございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（井垣 文博） それでは、質疑を打ち切ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（井垣 文博） 討論を打ち切ります。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（井垣 文博） ご異議なしと認めます。
よって、第44号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員会に付託、また分科会に分担されました議案に対する審査は終了しました。

ここで委員の皆さん、当局の職員の皆さんから何かありましたら、ご発言をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（井垣 文博） それでは、ここで分科会を暫時休憩いたします。

午前11時38分 分科会休憩

午前11時55分 分科会再開

○分科会長（井垣 文博） それでは、分科会を再開いたします。

これより、3の協議事項、（2）意見・要望のまとめについて、ア、分科会意見・要望のまとめに入ります。

休憩前に、当分科会に審査を分担されました案件の審査は終了しました。

ここで、当分科会意見、要望として予算決算委員会に報告すべき内容について協議をしたいと思えます。いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（井垣 文博） なしということですので、そのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（井垣 文博） わかりました。

次に、予算決算委員会での分科会長報告についてでございますが、内容につきましては、正副分科会長に一任願いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（井垣 文博） ご異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

以上で分科会を閉会いたします。

午前11時56分 分科会閉会

午前11時56分 委員会再開

○委員長（井垣 文博） 続いて、委員会を再開いた

します。

これより、3の協議事項、(2)意見・要望のまとめについて、イ、委員会意見・要望のまとめに入ります。

休憩前に、当委員会に審査を付託されました案件の審査は終了しました。

ここで、委員会意見、要望として委員長報告に付すべき内容について協議したいと思います。いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(井垣 文博) ございませぬか。

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、委員長報告についてでございますが、内容につきましては、正副委員長に一任願いたいと思っておりますが、ご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(井垣 文博) ご異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

これより、3の協議事項、(3)閉会中の継続審査申し出についてに入ります。

資料6ページにあります委員会重点調査事項を閉会中の継続審査事項として議長に対して申し出たいと思っておりますが、これにご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(井垣 文博) ご異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

これより、4のその他、(1)4月以降の委員会の所管事項についてに入ります。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局主幹(佐伯 勝巳) 4月以降の委員会の所管事項について説明いたします。

第9号議案の組織改編の資料をごらんください。総務委員会関係分としましては、政策調整部の中で戦略的政策室が廃止されます。また、公共施設マネジメント推進室というものができます。続いて、総務部にワークイノベーション推進室ができます。職員課が人事課と名称を変更いたします。また、3ページの下の方ですけども、消防本部豊岡消防署、日高分署、出石分署、城崎分署の予防第1係が調査

第1係に、予防第2係が調査第2係になるっていうところもございませぬので、またご確認ください。

あと、コミュニティ政策課は、今、文教民生委員会の所管でございますが、総務委員会に変更となります。これは議運のほうでも確認いただいたところでございますが、コミュニティ政策の振興局の分につきましては、実際、地域振興課が担当しております。文教民生委員会のほうには地域振興課長とか出席しておりませぬ。その部分につきましてはの審議がしにくいということで、総務委員会に、また、もう1点、区の事務ですね、区とか町内会とか、そういったものは総務課が所管しております。その辺でもあわせて総務委員会のほうがよかろうということで、所管を変えるものでございます。関連する条例につきましては、閉会日の提案となっております。

この変更に伴いまして、当局職員の人数がふえることが予想されます。今、この座席配置はいっぱいいっぱいです。文教民生、建設経済委員会のように、この机を90度向きを変えまして、委員さん、割と横並びになる状態になって4月の委員会を迎えることになろうかと思っておりますので、その辺はご承知おきいただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○委員長(井垣 文博) 暫時休憩します。

午後0時00分 委員会休憩

午後0時00分 委員会再開

○委員長(井垣 文博) 委員会再開をいたします。

それでは、この件はこの程度にとどめたいと思っております。

これより、4のその他、(2)その他に入ります。

その他、委員の皆さんから何かあれば、お願いいたします。

どうぞ、椿野委員。

○委員(椿野 仁司) 今の常任委員会の事務概要の、4月の中旬ぐらいかな、いつもやるの。それ、日にち決定はしてるんだっけ。僕、4月15日って書いとるんだけど、これでよかったんかな。

○委員長（井垣 文博） 事務局。

○事務局主幹（佐伯 勝巳） 4月15日で予定をしております。夜も懇親会を予定しておりますので、ご参加をお願いいたします。懇親会は、18時半の夢邸を予定しております。以上です。

○委員長（井垣 文博） よろしいでしょうか。

ほかございませんか。

ないようでしたら、以上をもちまして総務委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午後0時01分 委員会閉会
